



熊本県公報

号外 第 2 4 号

平成 27 年 4 月 3 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

登 載 依 頼

- 選挙運動に関する支出金額の制限額…………… (選挙管理委員会) 1
- 直接請求の連署基準数…………… (//) 1
- 直接請求の連署基準数…………… (//) 2

登 載 依 頼

熊本県選挙管理委員会告示第 2 8 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 1 9 4 条の規定により、平成 2 7 年 4 月 1 2 日執行の熊本県議会議員一般選挙における選挙運動に関する支出の金額は、次の額を超えることができない。

平成 2 7 年 4 月 3 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

熊本市第一選挙区	6,743,900	円
熊本市第二選挙区	6,849,700	円
八代市・八代郡選挙区	6,347,200	円
人吉市選挙区	6,232,100	円
荒尾市選挙区	5,761,700	円
水俣市選挙区	5,725,600	円
玉名市選挙区	6,223,100	円
天草市・天草郡選挙区	6,090,700	円
山鹿市選挙区	5,789,800	円
菊池市選挙区	7,317,100	円
宇土市選挙区	6,442,200	円
上天草市選挙区	5,979,400	円
宇城市・下益城郡選挙区	6,385,400	円
阿蘇市選挙区	5,821,400	円
合志市選挙区	7,674,100	円
玉名郡選挙区	6,899,100	円
菊池郡選挙区	6,247,300	円
阿蘇郡選挙区	6,643,000	円
上益城郡選挙区	6,934,300	円
葦北郡選挙区	5,581,700	円
球磨郡選挙区	5,877,500	円

熊本県選挙管理委員会告示第 2 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 5 項及び第 7 5 条第 5 項の規定に基づくその総数の 5 0 分の 1 の数並びに同法第 7 6 条第 4 項、第 8 1 条第 2 項及び第 8 6 条第 4 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 2 項の規定に基づくその総数が 8 0 万を超える数に 8 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 6 分の 1 を乗じて得た数と 4 0 万に 3 分の 1 を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成 2 7 年 4 月 3 日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

その総数の50分の1 $29,491$
 その総数が80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 $284,319$

熊本県選挙管理委員会告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。

平成27年4月3日

熊本県選挙管理委員会 委員長 松 永 榮 治

選挙区名	
熊本市中央区選挙区	47, 793
熊本市東区選挙区	50, 300
熊本市西区選挙区	25, 472
熊本市南区選挙区	27, 948
熊本市北区選挙区	30, 735
八代市・八代郡選挙区	39, 311
人吉市選挙区	9, 366
荒尾市選挙区	14, 954
水俣市選挙区	7, 332
玉名市選挙区	18, 659
天草市・天草郡選挙区	26, 394
山鹿市選挙区	15, 179
菊池市選挙区	13, 723
宇土市選挙区	10, 210
上天草市選挙区	8, 351
宇城市選挙区	16, 767
阿蘇市選挙区	7, 717
合志市選挙区	15, 157
下益城郡選挙区	9, 006
玉名郡選挙区	12, 045
鹿本郡選挙区	8, 229
菊池郡選挙区	18, 854
阿蘇郡選挙区	11, 016
上益城郡選挙区	24, 372
葦北郡選挙区	6, 754
球磨郡選挙区	15, 884